

独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水事業における地方公共団体の負担割合の指針について（平成15年10月1日付け15農振第1413号農林水産省農村振興局長通知） 一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後						現行							
「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水事業における地方公共団体の負担割合の指針について」						「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水事業における地方公共団体の負担割合の指針について」							
予算区分		負担割合				備考	予算区分		負担割合				備考
		国庫率		都道府県	市町村				国庫率		都道府県	市町村	
		ア	イ	ウ	エ				ア	イ	ウ	エ	
水資源開発事業費	農業農村整備 事業費補助	(一)	(75%)	(14.5%)	(6.7%)	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級かんがい排水事業に係る負担額に適用	(一)	(75%)	(14.5%)	(6.7%)	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級かんがい排水事業に係る負担額に適用		
		74%	70%	25%	5%		74%	70%	25%	5%			
		69%	70%	20%	8%	()書は、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和45年3月28日法律第7号）に基づく特定事業に係る事業（改築事業）を示す	69%	70%	20%	8%	()書は、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和45年3月28日法律第7号）に基づく特定事業に係る事業（改築事業）を示す		
		69%	2/3	23.4%	8%		69%	2/3	23.4%	8%			
		66%	2/3	21%	8%		66%	2/3	21%	8%			
		63%	2/3	19%	7%		63%	2/3	19%	7%			
		58%	2/3	17%	6%	< >書は、施設の更新を目的とした改築事業に適用する	58%	2/3	17%	6%	< >書は、施設の更新を目的とした改築事業に適用する		
		<一>	<2/3>	<19.4%>	<9%>	[]書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策に適用する	<一>	<2/3>	<19.4%>	<9%>	[]書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策に適用する		
		[一]	[2/3]	[22.0%]	[11.4%]		[一]	[2/3]	[22.0%]	[11.4%]			
		75%	70%	25%	5%	※国営かんがい排水（一般型）を承継した場合において、国が一般会計において支出した費用に係る負担額に適用	75%	70%	25%	5%	※国営かんがい排水（一般型）を承継した場合において、国が一般会計において支出した費用に係る負担額に適用		
		70%	70%	20%	8%		70%	70%	20%	8%			
		70%	2/3	23.4%	8%		70%	2/3	23.4%	8%			
		67.5%	2/3	20.9%	8%		67.5%	2/3	20.9%	8%			
		65%	2/3	19%	8%		65%	2/3	19%	8%			
		60%	2/3	17%	6%		60%	2/3	17%	6%			
		—	2/3	19.4%	9%	※独立行政法人水資源機構が施行する水資源開発施設等緊急対策事業に係る負担額に適用	—	2/3	19.4%	9%	※独立行政法人水資源機構が施行する水資源開発施設等緊急対策事業に係る負担額に適用		
		<一>	<1/2>	<29%>	<14%>	< >書は、注5に該当するものに適用	<一>	<1/2>	<29%>	<14%>	< >書は、注5に該当するものに適用		
—	2/3	30%	3.4%	※独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う耐震対策に係る負担額に適用	—	2/3	30%	3.4%	※独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う耐震対策に係る負担額に適用				
<一>	<1/2>	<32%>	<18%>	< >書は、注6に該当するものに適用	<一>	<1/2>	<32%>	<18%>	< >書は、注6に該当するものに適用				
—	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する洪水調節機能強化事業に係る負担額に適用	—	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する洪水調節機能強化事業に係る負担額に適用				
—	2/3	30%	3.4%		—	2/3	30%	3.4%					
50%	50%	25%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する併せ行う国営級かんがい排水事業に係る負担額に適用	50%	50%	25%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する併せ行う国営級かんがい排水事業に係る負担額に適用				
<一>	<50%>	<29%>	<14%>	< >書は、施設の更新を目的とした改築事業に適用する	<一>	<50%>	<29%>	<14%>	< >書は、施設の更新を目的とした改築事業に適用する				
[一]	[50%]	[33%]	[17%]	[]書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策に適用する	[一]	[50%]	[33%]	[17%]	[]書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策に適用する				
—	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級農地防災事業に係る負担額に適用	—	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級農地防災事業に係る負担額に適用				
—	2/3	30%	3.4%		—	2/3	30%	3.4%					
65%	2/3	30%	3.4%	※国営総合農地防災（一般型）を承継した場合において、国が一般会計において支出した費用に係る負担額に適用	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)				
二	50%	35%	15%		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)					
—	55%	34%	11%	※独立行政法人水資源機構が施行する県営級農地防災事業に係る負担額に適用	—	55%	34%	11%	※独立行政法人水資源機構が施行する県営級農地防災事業に係る負担額に適用				
—	50%	34%	16%		—	50%	34%	16%					
—	50%	35%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する石綿管除去対策に係る負担額に適用	—	50%	35%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する石綿管除去対策に係る負担額に適用				
—	55%	26%	12%	※独立行政法人水資源機構が実施する水資源開発施設等の管理の施設費に要する経費に係る負担額に適用	—	55%	26%	12%	※独立行政法人水資源機構が実施する水資源開発施設等の管理の施設費に要する経費に係る負担額に適用				
—	50%	29%	14%		—	50%	29%	14%					

注1) 国庫率のうち「ア」欄の値は、補助率の恒久化前の基本補助率を示す。
 注2) 国庫率のうち「イ」欄の値は、補助率の恒久化後の補助率を示す。
 注3) 「ウ」及び「エ」欄の値は、補助率の恒久化後の都道府県及び市町村のそれぞれの負担割合を示す。
 注4) 独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う耐震対策、国営級農地防災事業、県営級農地防災事業、石綿管除去対策については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
 注5) 独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表4 水資源開発施設等緊急対策事業のうち表の下段に掲げるもの
 注6) 独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表5 耐震対策の一体的実施のうち表の下段に掲げるもの

注1) 国庫率のうち「ア」欄の値は、補助率の恒久化前の基本補助率を示す。
 注2) 国庫率のうち「イ」欄の値は、補助率の恒久化後の補助率を示す。
 注3) 「ウ」及び「エ」欄の値は、補助率の恒久化後の都道府県及び市町村のそれぞれの負担割合を示す。
 注4) 独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う耐震対策、国営級農地防災事業、県営級農地防災事業、石綿管除去対策については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
 注5) 独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表4 水資源開発施設等緊急対策事業のうち表の下段に掲げるもの
 注6) 独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表5 耐震対策の一体的実施のうち表の下段に掲げるもの

附 則
 この通知は、令和6年3月1日から施行する。

「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水事業における地方公共団体の負担割合の指針について」

各地方農政局長

独立行政法人水資源機構理事長 殿

平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農振第 1413 号

一部改正

令和 6 年 3 月 1 日付け 5 農振第 2205 号

(農林水産省) 農村振興局長

予 算 区 分		負 担 割 合				備 考
		国 庫 率		都道府県	市町村	
		ア	イ	ウ	エ	
水資源開発事業費	農業農村整備事業費補助	(一)	(75%)	(14.5%)	(6.7%)	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級かんがい排水事業に係る負担額に適用 () 書は、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和45年3月28日法律第7号)に基づく特定事業に係る事業(改築事業)を示す < > 書は、施設の更新を目的とした改築事業に適用する [] 書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策に適用する
		74%	70%	25%	5%	
		69%	70%	20%	8%	
		69%	2/3	23.4%	8%	
		66%	2/3	21%	8%	
		63%	2/3	19%	7%	
		58%	2/3	17%	6%	
		<一>	<2/3>	<19.4%>	<9%>	
		[一]	[2/3]	[22.0%]	[11.4%]	
		75%	70%	25%	5%	※国営かんがい排水(一般型)を承継した場合において、国が一般会計において支出した費用に係る負担額に適用
		70%	70%	20%	8%	
		70%	2/3	23.4%	8%	
		67.5%	2/3	20.9%	8%	
		65%	2/3	19%	8%	
		60%	2/3	17%	6%	
	—	2/3	19.4%	9%	※独立行政法人水資源機構が施行する水資源開発施設等緊急対策事業に係る負担額に適用 < > 下記は、注5に該当するものに適用	
	<一>	<1/2>	<29%>	<14%>		
	—	2/3	30%	3.4%	※独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う耐震対策に係る負担額に適用 < > 下記は、注6に該当するものに適用	
	<一>	<1/2>	<32%>	<18%>		
	—	70%	30%	0%	※独立行政法人水資源機構が施行する洪水調節機能強化事業に係る負担額に適用	
	—	2/3	30%	3.4%		

	50% <—> [—]	50% <50%> [50%]	25% <29%> [33%]	10% <14%> [17%]	※独立行政法人水資源機構が施行する併せ行う県営級かんがい排水事業に係る負担額に適用 < >書は、施設の更新を目的とした改築事業に適用する []書は、施設の本体工事と併せ行う安全対策に適用する
	— —	70% 2/3	30% 30%	0% 3.4%	※独立行政法人水資源機構が施行する国営級農地防災事業に係る負担額に適用
	<u>65%</u> <u>—</u>	<u>2/3</u> <u>50%</u>	<u>30%</u> <u>35%</u>	<u>3.4%</u> <u>15%</u>	※ <u>国営総合農地防災（一般型）を承継した場合において、国が一般会計において支出した費用に係る負担額に適用</u>
	— —	55% 50%	34% 34%	11% 16%	※独立行政法人水資源機構が施行する県営級農地防災事業に係る負担額に適用
	—	50%	35%	10%	※独立行政法人水資源機構が施行する石綿管除去対策に係る負担額に適用
	— —	55% 50%	26% 29%	12% 14%	※独立行政法人水資源機構が実施する水資源開発施設等の管理の施設費に要する経費に係る負担額に適用

注1) 国庫率のうち「ア」欄の値は、補助率の恒久化前の基本補助率を示す。

注2) 国庫率のうち「イ」欄の値は、補助率の恒久化後の補助率を示す。

注3) 「ウ」及び「エ」欄の値は、補助率の恒久化後の都府県及び市町村のそれぞれの負担割合を示す。

注4) 独立行政法人水資源機構が施行するかんがい排水事業又は水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に行う耐震対策、国営級農地防災事業、県営級農地防災事業、石綿管除去対策については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

注5) 独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表4 水資源開発施設等緊急対策事業のうち表の下段に掲げるもの

注6) 独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領別表5 耐震対策の一体的実施のうち表の下段に掲げるもの